

○弘前市議会事務局処務規程

平成18年3月10日
弘前市議会訓令第1号

議会事務局

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前市議会事務局設置条例（平成18年弘前市条例第222号）第2条の規定により、弘前市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に、次の係を置く。

- (1) 総務係
- (2) 議事係

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 係長
- (4) 主事
- (5) その他の職員

2 事務局に参事、次長補佐、総括主幹、主幹、総括主査及び主査を置くことができる。

3 次長、参事、次長補佐、総括主幹、主幹、係長、総括主査、主査及び主事は、書記をもって充てる。

(職務)

第4条 事務局長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 3 参事は、上司の命を受け、議長が定める特定の事務を所掌する。
- 4 次長補佐は、次長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
- 5 総括主幹及び主幹は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、その所掌事務を掌理する。
- 6 係長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所属職員とともにその所掌事務を

処理する。

7 総括主査及び主査は、上司の命を受け、上司の指定する重要な事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の身分、報酬、費用弁償等に関すること。
- (2) 職員の人事、給与及び身分に関すること。
- (3) 議員及び職員の旅行に関すること。
- (4) 議員の出欠席に関すること。
- (5) 議会の条例、規則及び規程に関すること。
- (6) 議長会及び議員共済会に関すること。
- (7) 儀式及び交際に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。
- (9) 文書等の収受、発送及び整理保存に関すること。
- (10) 議事堂の管理に関すること。
- (11) 議場の取締り及び傍聴人に関すること。
- (12) 予算、経理及び物品に関すること。
- (13) 諸調査に関すること。
- (14) 議会図書室に関すること。
- (15) 議会の自動車に関すること。
- (16) 議会が管理している公文書の開示等に関すること。
- (17) 議会が管理している個人情報の保護等に関すること。
- (18) 議会の本会議、委員会、公聴会及び協議会に関すること。
- (19) 議事日程及び諸般の報告並びに議案その他付議事件に関すること。
- (20) 議決事項の処理並びに会議録及び記録の作成に関すること。
- (21) 建議案、決議案及び意見書に関すること。
- (22) 請願及び陳情並びに議員提出議案に関すること。
- (23) その他議会に関すること。

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 次長級の職員の勤務時間の割振り及び週休日の割振り等並びに休日の代休日の指定をすること。
- (2) 次長級の職員の年次有給休暇を与えること。

- (3) 次長級の職員に、行程100キロメートル未満で宿泊を要しない旅行を命じること。
- (4) その他軽易な事務の処理に関すること。

2 次長の専決事項は、弘前市事務専決代決規程（平成18年弘前市訓令第1号）の別表第1共通専決事項の表課長の専決事項の欄の規定を準用する。

3 前2項の規定により専決できるものであっても、その事務が特に重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

（代決）

第7条 専決権を有する者が不在の場合で特に緊急を要するときは、当該事務を担当する直近下位の職にある者がその事務を代決することができる。

（文書等の管理）

第8条 文書等の管理については、弘前市文書等管理規程（平成18年弘前市訓令第3号）の例により行うものとする。

2 達記号は、次のとおりとする。
弘前市議会達第 号

3 指令記号は、次のとおりとする。
弘前市議会指令第 号

4 一般文書に係る収発記号は、次のとおりとする。
弘議発（収）第 号

（公印）

第9条 議会の公印は、次のとおりとする。

（22ミリメートル角）

青森県弘
前市議会
議長之印

（22ミリメートル角）

青森県弘
前市議会
副議長之印

（22ミリメートル角）

弘前市
議会事務
局長之印

（告示の方法）

第10条 議会の告示は、弘前市役所掲示場に掲示して行うものとする。

（職員の服務等）

第11条 この規程に定めるもののほか、職員の服務及び事務の処理に関しては、市長の事務の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。